

世界自閉症啓発デー 2025

啓発ポスター、リーフレット、使用実施要領

1. 目的

自閉症をはじめとする発達障害について周囲が知ること、理解することは、発達障害のある人だけでなく、誰もが幸せに暮らすことができる社会の実現につながるため、世界自閉症啓発デー2025・日本実行委員会（以下「実行委員会」という。）において、世界自閉症啓発デー啓発ポスター、リーフレット（以下「ポスター等」という。）を作成し、自閉症をはじめとする発達障害の方やその家族に対する社会全体の理解を促進することを目的とする。

2. 規格

【ポスター】

以下の2種類とする。

①はデザインを変更しないこと。

②の白抜き部分は、各団体の責任において、1. の目的に資する限り、自由に活用することができることとする。なお、主催団体名と「当団体は世界自閉症啓発デー日本実行委員会の活動を応援しています」の文言を記載すること。

①



②



【リーフレット】

以下の図のとおりとする。他の写真、イラスト、文字等を重ねず、デザインを変更しないこと。

なお、リーフレットの表面については、前述のポスターと同様左側のイベント頁について、白抜き部分を設けているデザインを用意しているが、これについても各団体の責任において、1.の目的に資する限り、自由に活用することができることとする。

【リーフレット図（表面）】（3パターン）



【リーフレット図（裏面）】（各パターン共通）



3. 使用の手続き・制限

(1) 手続き

ポスター等を使用する場合は、Webフォームへ記入すること。

フォームの利用が難しい場合や、セキュリティを気にされる場合は
使用届出書（様式）を必ず日本自閉症協会へ提出すること。（メール、FAX、郵送）
ただし、実行委員会の主催・共催団体においてはこの手続きを省くことができる。

(2) 制限

次の事項に該当すると実行委員会が判断した場合は、実行委員会はポスター等の使用の中止を求めることができる。

ア. 特定の政治、思想、宗教の目的で利用されるおそれがある場合

イ. 法令や公序良俗に反するおそれがある場合

ウ. 独占的又は営利目的で使用する場合（非営利・実費の徴収程度であっても、
販売は禁止）

エ. 特定の会社、商品等の宣伝が顕著である場合

オ. その他、発達障害の啓発活動に支障がある場合

《連絡先》

〒104-0044

東京都中央区明石町6-22 築地ニッコンビル6階

一般社団法人 日本自閉症協会

電 話：03-3545-3380

e-mail asj@autism.or.jp